

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス重要事項説明書

1 事業者・事業所（わたしたち）の概要 （令和7年4月1日現在）

事業者	法人名	さくらメディカル株式会社
	所在地	新潟県新潟市中央区上沼710番地
	電話番号	025-282-5583
事業所	事業所名	さくらメディカル株式会社 訪問入浴介護事業所
	所在地	新潟県上越市大字鴨島11-1
	電話番号	025-521-3773
管理者		
協力医療機関名	高井脳外科クリニック	
営業日	月～金曜日 年末年始(12月31日から1月3日)を除く	
営業時間	8:30～17:30	
介護保険事業者番号 (指定年月日)	訪問入浴介護	平成12年2月21日 (事業者番号 1570300416)
	介護予防訪問入浴介護	平成18年4月1日 (事業者番号 1570300416)
看護職員数	看護師または准看護師 1人以上	
介護職員数	介護職員 2人以上	

2 事業の目的

訪問入浴介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員は、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

3 運営の方針

事業所の看護職員又は介護職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体を清潔に保ち、心身機能の維持等を図るものとする。

なお、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

□

4 利用者（あなた）に提供するサービスの概要

- (1) あなたに提供するサービスの内容は、介護保険適用の訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護です。このサービスは、あなたのお宅に伺って、簡易浴槽を室内に持ち込み、入浴していただくものです。
- (2) サービスの提供にあたっては、内容についてわかりやすく説明を行います。不明な点があれば、担当職員まで遠慮なくご質問ください。
- (3) 居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画あるいは地域包括支援センターの作成する介護予防サービス計画に従い、訪問入浴介護計画書を作成しサービスを提供します。また（予防）居宅サービス計画等変更の際や、あなたとその家族からのサービス内容変更の希望がある場合は、相互に協議を行い、必要があると認められるときは訪問入浴介護計画を変更します。
- (4) 訪問入浴介護サービスの提供にあたっては、看護職員1名と介護職員2名の合計3名でお伺いします。ただし、主治医に確認した上で、支障がないと判断された場合は、介護職員3名でお伺いすることがあります。この場合は事前にあなたの同意を得ることとします。
- (5) 介護予防訪問入浴介護サービスの提供にあたっては、看護職員1名と介護職員1名の、合計2名でお伺いします。ただし、主治医に確認した上で、支障がないと判断された場合は、介護職員2名でお伺いすることがあります。この場合は事前にあなたの同意を得ることとします。
- (6) サービスの提供に用いる設備、器具等については常に安全、衛生に注意します。特に身体に接触する設備、器具については、サービスの提供の都度消毒したものを使い、感染の危険からあなたを守るよう努めます。
- (7) わたしたちのサービス提供地域は、上越市・妙高市です。それ以外の地域の方は、お訪ねするための交通費をいただくことがあります。この場合は事前にあなたの同意を得ることとします。

□

5 サービス提供日におけるサービス内容の変更

サービスの提供にあたっては、看護師があなたや立会人から体調や健康状態等の必要な事項についてお聞きし、血圧、体温、脈拍、呼吸等の測定をします。その内容により、入浴の可否や部分浴等へのサービス内容変更の判断をします。入浴の中止やサービス内容変更の際には、あなたや立会人の同意を得ることとします。

□

6 利用料と利用者負担金

- (1) 別紙料金表「訪問入浴介護サービス利用料金表」のご利用者負担金をいただきます。
なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 介護認定がない場合や介護保険での上限枠を超える場合、介護保険適用外になった場合は、利用料の全額をご負担いただきます。
- (3) 利用者負担金のお支払い方法、お支払い期日は以下のとおりです。

お支払い方法 口座振替 郵便局払込 その他 ()

お支払い期日 毎月 日

7 キャンセル料

サービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要ですので、できる限り早めにご連絡ください。ただし、体調の急変など緊急やむを得ない場合、キャンセル料はいただきません。

連絡の時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前々日まで	頂きません。	-
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の 50%の額	容体急変の場合には 頂きません。
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%の額	

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、主治医、関係者、担当の居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、協力医療機関等へ連絡をし、迅速かつ適切な処置を行います。

9 事故発生時の対応

サービス提供において事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所・介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 虐待の防止について

利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発防止をするため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知・徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備いたします。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の看護師、介護職員または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

1 1 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自害他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

□

1 2 サービス提供に関する相談窓口

サービスに関する相談や緊急連絡、サービスの中止等は下記の窓口までご連絡ください。迅速かつ適切に対応いたします。

さくらメディカル株式会社 訪問入浴介護事業所 電話番号：025-521-3773 FAX 番号：025-521-3774 通常受付：月～金曜日（年末年始を除く）8:30～17:30
--

□

1 3 苦情に関する窓口

苦情受付担当窓口及び連絡先は「苦情受付担当窓口及び連絡先」のとおりです。

□

1 4 サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 担当職員の交替を希望する場合には、その担当職員が業務上不適当と認められる事情や交替を希望する理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。
- (2) わたしたちの都合により、担当職員を交替することがあります。その場合はあなたとその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- (3) 本契約で定められた業務以外のことを職員に依頼することはできません。
- (4) サービス実施に必要な備品等（水道・電気を含む）を無償で使用させていただきます。
- (5) サービス利用当日の心身の状況等から予定のサービスが実施できない場合、サービス内容の変更を行いません。その場合、わたしたちは変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料を請求します。また、交通事情・他サービスの都合により予定訪問時間を前後させていただくことがあります。その場合は事前に連絡をさせていただきます。
- (6) 契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (7) サービス提供にあたって、担当職員は次に該当する行為は行いません。

- ◇ あなたやその家族等からの高価な物品等の授受
 - ◇ 湯茶の接待
 - ◇ あなたの家族等に対するサービスの提供
 - ◇ あなたもしくはその家族等に行なう迷惑行為
- (8) サービスの提供にあたっては、あなたの健康状態や異常の有無について判断できる方の立ち会いをお願いします。
- (9) 担当職員は感染の予防のため、使い捨ての手袋やマスク等を着用し、衛生的な状態でサービスにあたります。

□

訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項の説明を行いました。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新潟市中央区上沼 710 番地
事業者名 さくらメディカル株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 武藤 大希



説明者職・氏名

上記の内容及び取り扱いについて説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) ご住所

お名前

(代理人) ご住所

お名前

苦情受付担当窓口及び連絡先

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、新潟県国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

さくらメディカル株式会社 訪問入浴介護事業所 管理者 笠野 奈津子 (苦情受付担当窓口責任者)	電話番号 (025)521-3773
上越市役所 高齢者支援課	電話番号 (025)526-5111
板倉区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (0255)78-2141
清里区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)528-3111
三和区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)532-2323
牧区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)533-5141
頸城区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)530-2311
中郷区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (0255)74-2691
大潟区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)534-6805
吉川区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)548-2311
名立区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)537-2122
柿崎区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)536-6702
大島区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)594-3101
浦川原区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)599-2304
安塚区総合事務所 福祉グループ	電話番号 (025)592-2003
妙高市役所 福祉介護課	電話番号 (0255)74-0016
新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 (025)285-3022